平成30年度 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 次 第

○日時 平成31年2月21日(木) 午後1時30分~午後3時○会場 宇都宮市役所14階 14大議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 議事
 - 一般廃棄物処理基本計画における2018(平成30)年度の実績及び2019 (平成31)年度実施計画 の策定について
- 6 その他
- 7 閉会

| | , |
|---|--|
| | 【配付資料】 |
| | 一般廃棄物処理計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1 |
| | ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について・・・・・・・ 資料 2 - 1 |
| | ごみ・資源物の排出状況等・・・・・・・・・・・・・・・ 参考資料 1 |
| | 主なごみ・資源物の流れ・・・・・・・・・・・・・・・参考資料2 |
| | ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等・・・・・・・・・ 別紙 1 |
| | 生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について・・・・・・資料2-2 |
| | 生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等・・・・・・・・・ 別紙 2 |
| | 2019(平成31)年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)・・・・・別 冊 |
| : | |

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略,区分ごとの50音順

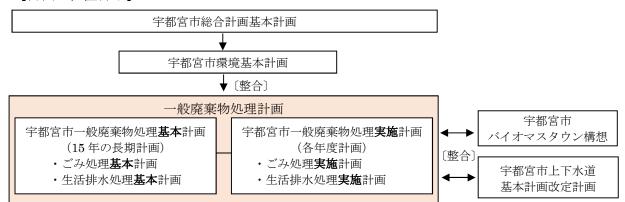
| No. | 氏 名 | 役 職 等 | 区分 |
|-----|--------|---------------------|-------------------|
| 1 | 今井 政範 | 宇都宮市議会議員 | |
| 2 | 金子 和義 | 宇都宮市議会議員 | |
| 3 | 黒子 英明 | 宇都宮市議会議員 | ①市議会議員 |
| 4 | 小平 美智雄 | 宇都宮市議会議員 | |
| 5 | 村田雅彦 | 宇都宮市議会議員 | |
| 6 | 出口 明子 | 宇都宮大学准教授 | ②学識経験者 |
| 7 | 樋口徹 | 作新学院大学教授 | 少于 吸性状名 |
| 8 | 浅海 伸子 | 栃木県生活学校連絡協議会副会長 | |
| 9 | 枝野 悦子 | 宇都宮市地域婦人会連絡協議会会計 | ③各種団体代表者 |
| 10 | 大金 勇夫 | 宇都宮市自治会連合会副会長 | 少 有種団件 (教有 |
| 11 | 金枝 右子 | 宇都宮市消費者友の会会長 | |
| 12 | 上野・すみ子 | 宇都宮市商店街連盟理事 | |
| 13 | 木原 秀明 | 株式会社ヨークベニマル簗瀬店店長 | |
| 14 | 髙橋 克彦 | 株式会社東武宇都宮百貨店総務人事部部長 | ④事業者 |
| 15 | 津浦 幸雄 | 株式会社オータニ管理部部長 | |
| 16 | 新妻 克隆 | 公益社団法人宇都宮青年会議所副理事長 | |
| 17 | 清本 龍司 | 宇都宮興産株式会社代表取締役 | ⑤廃棄物処理業者 |
| 18 | 深澤 智之 | 有限会社アタカサービス専務取締役 | 砂疣未物だ性未有 |
| 19 | 石川 博之 | 市民公募 | ⑥公募委員 |
| 20 | 大八木 延子 | 市民公募 | <i>巡公新</i> 安貝 |

一般廃棄物処理計画について

1 計画の概要

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない(構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」から成る)。

【計画の位置付け】



(1) 基本計画について

- ・ 一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもの
- ・ 社会・経済情勢,一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ,一般廃棄物処理施設や体制 の整備,財源の確保等について検討するもの
- ・ 適切な処理を実施するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの

【字都宮市一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月策定)】

ア 計画期間

2016 (平成28) 年度から2030 (平成42) 年度までの15か年

イ 策定時期

5年ごとに改定

(2) 実施計画について

- ・ 前年度の施策事業の取組状況及び評価を踏まえ、当該年度の施策事業及びごみを適 正に分別・収集・処理・処分するための具体的な取組を定めるもの
- ・ また,同様に生活排水処理施設の整備や接続状況を予測し,生活排水を適正に処理 するための具体的な取組を定めるもの

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(平成31年度計画)】

ア 計画期間

2019 (平成31) 年4月1日から2020 (平成32) 年3月31日

イ 策定時期

2月 (毎年度末までに, 次年度計画を策定)

ウ 構成

- 基本指標の目標値
- 一般廃棄物の排出状況等・生活排水処理施設の整備状況等
- 施策事業の取組
- · 収集運搬·中間処理·最終処分体制

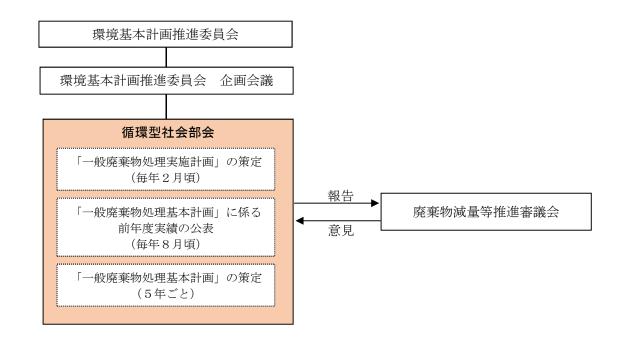
2 推進体制

(1) 庁内

- ・ 環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に推進するため、部局横断的な組織として、「環境基本計画推進委員会」を設置し、その下部組織として、「循環型社会部会」を設置
- ・ 「循環型社会部会」において、環境基本計画の廃棄物分野(ごみの発生抑制及び資源 循環利用の推進)に関すること、一般廃棄物処理計画に関することを所掌

(2) 庁外

計画の進捗状況等を点検・評価し、専門的な立場からの意見聴取等を行うため、学識 経験者や各種団体代表者、事業者等からなる「廃棄物減量等推進審議会」を設置



ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

1 基本指標に対する取組状況・・・【参考資料1】 参照

(1)【基本指標1】一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)(g/人・日)

| | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) (短期目標) |
|--------------|---------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|---------------|-------------------------|
| 目標値 | | 5 4 8 | 5 4 3 | 5 3 9 | 5 3 5 | 5 3 2 | 5 3 0 |
| 実績値 | 5 5 2 | 5 5 6 | 5 5 2 | 5 5 2 | *557 | | |
| 目標値との差 (達成度) | | + 8 (98. 6%) | + 9 (98. 4%) | + 1 3 (97.6%) | + 2 2 (96.1%) | | |

* 2018 (平成30) 年度は12月までの実績に基づく推計値

「一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)」はほぼ横ばいの状況にあり、2020 (平成32)年度の短期目標の達成に向け、進捗状況に遅れが生じている。

,.....

〈考察〉

・ 焼却ごみへの資源物の混入

焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は減少傾向にある(2017(H29):22.4%→2018(H30):20.6%)が、依然として、「プラスチック製容器包装」及び「資源化できる紙類」が一定量混入していることから、正しい分別に関する理解が徹底されていないものと考えられる。

未開封の食品等の排出(食品ロス)

食品ロスの削減に向けた,「もったいない残しま10!」運動をはじめとした取組の実施により,市民の意識醸成や行動促進が図られているが,依然として,焼却ごみの中には,賞味・消費期限切れなどにより,手付かずの食品が排出されていることから,取組が徹底されていないものと考えられる。

社会環境の変化によるごみの増加

分別等に関する行政情報が行き届きにくい世帯(共同住宅世帯など)が増加傾向にあることや、超高齢化に伴う在宅介護に関連するごみの増加、世帯数の増加に伴う粗大ごみの増加など、社会環境の変化による影響が考えられる。

〈取組の方向性〉

・ 正しい分別に関する周知啓発の継続

分別精度を向上するため、正しい分別について、あらゆる機会や場を活用した様々な 周知啓発を行うほか、「プラスチック製容器包装」や「資源化できる紙類」など分別がわ かりにくい品目については、自治会等の関係団体と連携し、継続的に分別講習会を実施 するなど効果的・効率的な周知啓発を実施していく。

・ 市民・事業者と連携した食品ロスの削減

焼却ごみの中で一定の割合を占めている食品ロスの削減については、引き続き、「もったいない残しま10!」運動による市民・事業者と連携した全市的な取組を推進するとともに、家庭で余っている食品の寄付を募る「フードドライブ」に取り組んでいく。

行政情報が行き届きにくい世帯に対する周知啓発の強化

分別等に関する行政情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対して、管理会社 等に働きかけるなどにより分別徹底に係る周知啓発を強化していく。

・ 安定的かつ効果的・効率的な資源化手法の検討

現在取り組んでいる剪定枝や使用済小型家電などの資源化に加え,新たな資源循環利用の推進について,市民の利便性や費用対効果等を踏まえた,安定的かつ効果的・効率的な資源化手法を検討していく。

(2)【基本指標2】事業系ごみ排出量(t/年)

| 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) (短期目標) |
|---------------|---------------|---|--|---|---|---|
| _ | 45,607 | 45, 144 | 44,680 | 44, 216 | 43, 752 | 43, 300 |
| 46,071 | 44, 552 | 44, 506 | 44, 252 | *43, 513 | | |
| _ | • | | | | | |
| | (H 2 6) | (H 2 6) (H 2 7) 4 5, 6 0 7 4 6, 0 7 1 4 4, 5 5 2 ▲ 1, 0 5 5 | $ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$ | (H 2 6) (H 2 7) (H 2 8) (H 2 9) - 4 5, 6 0 7 4 5, 1 4 4 4 4, 6 8 0 4 6, 0 7 1 4 4, 5 5 2 4 4, 5 0 6 4 4, 2 5 2 - ▲ 1, 0 5 5 ▲ 6 3 8 ▲ 4 2 7 | (H 2 6) (H 2 7) (H 2 8) (H 2 9) (H 3 0) - 4 5, 6 0 7 4 5, 1 4 4 4 4, 6 8 0 4 4, 2 1 6 4 6, 0 7 1 4 4, 5 5 2 4 4, 5 0 6 4 4, 2 5 2 * 4 3, 5 1 3 - ▲ 1, 0 5 5 ▲ 6 3 8 ▲ 4 2 7 ▲ 7 0 3 | (H 2 6) (H 2 7) (H 2 8) (H 2 9) (H 3 0) (H 3 1) - 45, 607 45, 144 44, 680 44, 216 43, 752 46, 071 44, 552 44, 506 44, 252 *43, 513 - ▲1, 055 ▲638 ▲427 ▲703 |

^{* 2018 (}平成30) 年度は12月までの実績に基づく推計値

「事業系ごみ排出量」は減少傾向にあり、2020(平成32)年度の短期目標の達成に向け、順調に推移している。

,....

〈考察〉

・ 適正処理の徹底による減少

適正処理の徹底に向けた戸別訪問指導や研修会の開催などにより、不適正処理に対する指導等を行う事業所が減少傾向にあることからも、これまでの継続的な取組の効果が現れているものと考えられる。

• 効果的な資源化の促進

これまで焼却処理されてきた市施設から排出される剪定枝を民間資源化施設に誘導したことの効果が現れているものと考えられる。

更なる資源化に向けた課題

一方,生ごみなどの資源化については,分別や収集運搬に関する費用面等に課題があり,主体的な取組が進みにくいものと考えられる。

〈取組の方向性〉

指導対象の拡大による減量化の推進と適正処理の徹底

2019 (平成31) 年度から戸別訪問指導の対象となる事業所を拡大し、事業系ご みの排出実態を踏まえた効率的な調査・指導を適切に行っていくことにより、更なる減 量化の推進と適正処理の徹底を図っていく。

- 事業者と連携した食品ロス削減の推進

「もったいない残しま 1 0!」運動の趣旨に賛同する飲食店等の事業者を「もったいない残しま 1 0!運動」協力店として登録を促進することで、事業者と連携し、食べ切り・使い切り等による食品ロスの削減を推進する。

事業者の主体的な取組の促進

事業者の主体的な資源化の取組を促進するため、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートについて検討していく。

(3)【基本指標3】最終処分量(埋立量)(t/年)

| | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) (短期目標) |
|--------|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|-------------------------|
| 目標値 | _ | 19, 150 | 21, 194 | 21, 088 | 20, 980 | 19, 234 | 17, 200 |
| 実績値 | 20, 445 | 20, 504 | 21, 013 | 19, 899 | *20, 945 | | |
| 目標値との差 | _ | +1, 354 | ▲ 181 | ▲ 1, 189 | ▲35 | | |
| (達成度) | | (93.4%) | (100.9%) | (106.0%) | (100.2%) | | |

^{* 2018 (}平成30) 年度は12月までの実績に基づく推計値

「最終処分量」は,2020(平成32)年度の短期目標の達成に向け,概ね計画どおり 推移している。

〈考察〉

・ 適切な資源化による最終処分量の減少

資源物以外のごみ量は増加しているが、中間処理の過程で破砕鉄やエコスラグなど一部を適切に資源化していることから、最終処分量は計画値より削減できている。

〈取組の方向性〉

・ 計画的な最終処分の実施

引き続き、ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最 終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する。

(4)【参考指標】リサイクル率*(%)

| | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) (短期目標) |
|-----------------|---------------|---------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|---------------|-------------------------|
| 目標値 | | | 19.0 | 20.0 | 21.0 | 22.0 | 22.9 |
| 実績値 | 18.2 | 17.9 | 17.3 | 16.5 | *15.4 | | |
| 目標値との差 (達成度) | _ | | ▲ 1. 7 (91.1%) | ▲ 3. 5 (82.5%) | ▲ 5 . 6 (73.3%) | | |

- * 2018 (平成30) 年度は12月までの実績に基づく推計値
- ※ ごみの総排出量のうち、市施設等で資源化された量と集団回収量の割合(スーパーマーケット等における店頭回収 など民間事業者による主体的な資源化などを除く)

,.....

リサイクル率 = 資源化量(直接資源化+施設中間処理+集団回収)÷ごみ排出量(収集+施設搬入+集団回収)

「リサイクル率」は低下傾向にあり、2020(平成32)年度の短期目標の達成に向け、 進捗状況に遅れが生じている。

〈考察〉

資源物の排出量の減少

焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は減少傾向にあり、分別の推進は図られているが、資源化可能な各種容器包装の素材の軽量化が進んでいることや、新聞や雑誌の発行部数の減少などに伴い、資源物の排出量が減少していることから、紙類等の資源化量が行政回収、集団回収ともに減少傾向にある。

民間主導のリサイクルの進展

民間事業者によるリサイクルの推進により、スーパー店頭における資源物回収が利用されていること(家庭系)や、多量排出事業所を中心に民間資源化施設を活用した紙類などの資源化が推進されていること(事業系)などにより、行政回収以外のリサイクルの取組が進展しており、市民・事業者のリサイクル行動は促進されている(【参考資料2】参照)。

・ 計画的なエコスラグの生産

エコスラグは用途等により計画的に生産しており、平成30年度はエコパーク板戸の 土壌堤整備にあたり、焼却主灰を活用するため、エコスラグの生産量を調整したことに 伴い、資源化量が減少している。

〈取組の方向性〉

・ 正しい分別方法に関する理解の徹底

焼却ごみに含まれている資源物について、正しい分別方法に関する理解の徹底に向けた、啓発活動を継続していく。

拠点回収に関する周知啓発の強化

剪定枝や使用済小型家電等の拠点回収の推進などによる市民のリサイクル意識の向上 に向けて、周知啓発を強化していく。

・ 資源化事業者等との連携による資源化手法の検討

リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ, 資源化事業者等との 連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法について検討していく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙1のとおり

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

収集運搬,中間処理及び最終処分体制については,ごみ処理基本計画に基づき,5種13 分別によるステーション方式による収集や拠点回収等の体制を継続するとともに,現行の焼 却施設や資源化施設,最終処分場における適正な処理・処分体制を継続する。

(1) 収集運搬体制

- 5種13分別の継続
- ・ 家庭系ごみについて、委託による行政収集の継続
- ・ 事業系ごみについて、排出者責任による自己搬入、又は許可業者による収集運搬
- ・ ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等について,戸別訪問による ごみ収集を実施
- ・ 2020 (平成32) 年度のごみ収集運搬業務委託の更新に向けた収集運搬体制の検討

(2)中間処理体制

- ・ クリーンパーク茂原,南清掃センターにおいて焼却処理
- ・ クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化
- ・ エコプラセンター下荒針においてプラスチック製容器包装, 白色トレイを資源化
- ・ 民間資源化施設において紙・布類等を資源化
- ・ 「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、(仮称) 新北清掃センターの整備を推進

(3) 最終処分体制

- ・ エコパーク板戸において最終(埋立)処分
- ・ 「新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき,(仮称)第2エコ パークの整備を推進

ごみ・資源物の排出状況(宇都宮市分)

【参考資料1】

| 区 分 | 単位 | 2014(H26) | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 増減 (H29•H30比) |
|-----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 人口 | 人 | 517,696 | | 519,631 | 520,197 | | |
| 世帯数 | 世帯 | 221,101 | 217,419 | 220,093 | 222,650 | 225,063 | 2,413 |

※10月1日の推計人口

| | | 区 分 | 単位 | 2014(H26) | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) (見込み) | 増減 (H29•H30比) |
|-----|----|-----------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|------------------|
| | | 焼 却 ご み | t | 100,213 | 101,409 | 100,523 | 100,569 | 101,570 | 1,001 |
| | 資 | 不燃・危険ごみ | t | 3,106 | 3,165 | 2,956 | 2,919 | 2,945 | 26 |
| | 源物 | | t | 949 | 1,083 | 1,156 | 1,234 | 1,310 | 76 |
| | 以以 | | t | 104,268 | 105,657 | 104,635 | 104,722 | 105,825 | 1,103 |
| 家庭 | 外 | | g/ 人• 日 | 552 | 556 | 552 | 552 | 557 | 6 |
| 庭系 | | ペットボトル | t | 1,807 | 1,822 | 1,803 | 1,825 | 1,938 | 113 |
| 术 | 資 | び ん ・ 缶 類 | t | 6,616 | 6,579 | 6,415 | 6,224 | 5,970 | ▲ 254 |
| | 源 | | t | 3,475 | 3,470 | 3,374 | 3,314 | 3,333 | 19 |
| | 物 | 紙 布 類 | t | 11,460 | 10,732 | 10,191 | 9,603 | 9,357 | ▲ 246 |
| | | 小 計 | t | 23,358 | 22,603 | 21,782 | 20,966 | 20,598 | ▲ 368 |
| | | 家庭系計 | t | 127,626 | 128,260 | 126,417 | 125,687 | 126,423 | 736 |
| | 資 | [焼 却 ご み | t | 44,604 | 43,160 | 43,163 | 42,985 | 42,310 | ▲ 675 |
| | 源物 | 不燃・危険ごみ | t | 127 | 107 | 111 | 138 | 165 | 27 |
| | 初以 | | t | 176 | 167 | 193 | 187 | 160 | ▲ 27 |
| | 外 | | t | 44,907 | 43,434 | 43,467 | 43,310 | 42,635 | ▲ 675 |
| 事 | | ペットボトル | t | 17 | 17 | 24 | 30 | 32 | 2 |
| 事業系 | 資 | び ん ・ 缶 類 | t | 898 | 882 | 825 | 716 | 630 | ▲ 86 |
| 系 | 源 | プラ・白色トレイ | t | 21 | 25 | 16 | 11 | 13 | 2 |
| | 物 | 紙 布 類 | t | 229 | 195 | 174 | 186 | 203 | 17 |
| | | 小 計 | t | 1,164 | 1,118 | 1,039 | 942 | 878 | ▲ 64 |
| | | 事業系計 【基本指標2】 | t | 46,071 | 44,552 | 44,506 | 44,252 | 43,513 | ▲ 739 |
| | 資 | 焼 却 ご み | t | 144,816 | 144,569 | 143,686 | 143,554 | 143,880 | 326 |
| | 源 | 不燃・危険ごみ | t | 3,233 | 3,272 | 3,068 | 3,057 | 3,110 | 53 |
| _ | 物 | | t | 1,125 | 1,250 | 1,348 | 1,421 | 1,470 | 49 |
| 涿 | 以外 | | t | 149,174 | 149,091 | 148,102 | 148,031 | 148,460 | 429 |
| 家庭系 | 71 | 一人1日当たり | g/人•日 | 789 | 785 | 781 | 780 | 782 | 2 |
| + | | ペットボトル | t | 1,823 | 1,839 | 1,827 | 1,855 | 1,970 | 115 |
| 事業系 | 資 | | t | 7,514 | 7,461 | 7,240 | 6,939 | 6,600 | ▲ 339 |
| 業 | 源 | · · | t | 3,496 | 3,495 | 3,390 | 3,325 | 3,346 | 21 |
| 糸 | 物 | /15 大泉 | t | 11,689 | 10,927 | 10,364 | 9,790 | 9,560 | |
| | | 小 計 | t | 24,522 | 23,721 | 22,821 | 21,908 | 21,476 | ▲ 432 |
| | 1 | 家庭系+事業系計 | t | 173,697 | 172,812 | 170,923 | 169,940 | 169,936 | ▲ 4 |
| 集 | | 団 回 収 | t | 10,556 | 9,860 | 9,195 | 8,472 | 7,958 | ▲ 514 |
| 廃 | | 食 用油 | t | (32) | (35) | (34) | 35 | 35 | 0 |
| | | クカートリッジ | t | (1) | (1) | (1) | 1 | 1 | 0 |
| 使 | 用 | | t | (38) | (71) | (85) | 191 | 198 | 7 |
| 剪 | | 定枝 | t | (87) | (96) | (160) | 323 | 352 | 29 |
| 【耳 | 又組 | 総排出量 日指標(基本施策1-1)】 | t | 184,252 | 182,672 | 180,118 | 178,962 | 178,480 | ▲ 482 |

※2016(平成28)年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。 ※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。 最終処分量

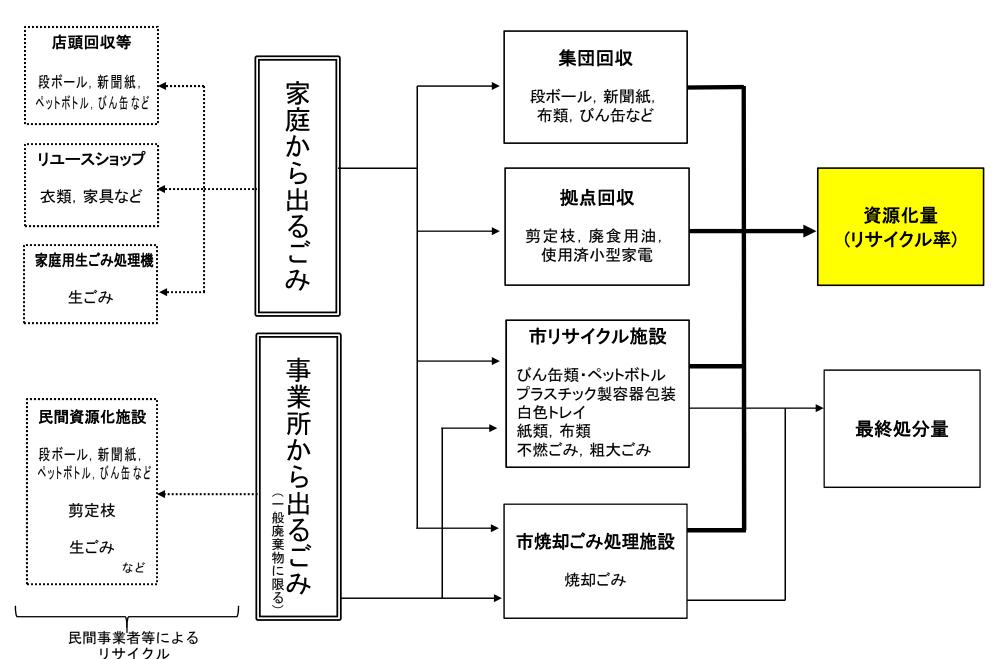
| | X | 分 | | | | 2014(H26) | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) (見込み) | 増減 (H29∙H30比) |
|---|------------|------------|-----|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|------------------|
| 焼 | 却 | 主 | Ŀ | 灭 | t | 8,681 | 10,228 | 10,822 | 10,246 | 11,466 | 1,220 |
| ば | V | じ | / | ん | t | 4,748 | 4,732 | 4,482 | 4,358 | 3,934 | ▲ 424 |
| 選 | 別不 | 燃 | 残 | 查 | t | 5,190 | 5,504 | 5,597 | 5,190 | 5,408 | 218 |
| 溶 | 融 | ス | ラ : | グ | t | 1,827 | 40 | 112 | 105 | 137 | 32 |
| | 最終处 【基本 | D分量 指標3 | | | t | 20,445 | 20,504 | 21,013 | 19,899 | 20,945 | 1,046 |

[※]小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

資源化量・リサイクル率

| 食源化量・リサイクル 区分 | | 2014(H26) | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017 (H29) | 2018(H30) | 増減 |
|---------------------|---|-----------|-----------|-----------|------------|-------------------------|---------------------|
| ——————————— 総排出量 | t | 184,252 | 182,672 | 180,118 | | <u>(見込み)</u> 178,480 | (H29•H30比) ▲ 482 |
| リサイクルプラザ | t | 6,632 | 6,525 | 7,084 | 6,227 | 5,563 | ▲ 664 |
| ペットボトル | t | 1,258 | 1,158 | 1,215 | 1,202 | 1,141 | ▲ 61 |
| 金属類(破砕・プレス) | t | 3,717 | 3,684 | 4,050 | 3,572 | 3,248 | ▲ 324 |
| ガラス類 (カレット)等 | t | 1,657 | 1,683 | 1,818 | 1,452 | 1,174 | ▲ 278 |
| エコプラセンター下荒針 | t | 3,011 | 2,951 | 2,849 | 2,736 | 2,717 | ▲ 19 |
| プラ製容器包装 | t | 3,002 | 2,943 | 2,841 | 2,729 | 2,713 | ▲ 16 |
| 白色トレイ | t | 9 | 8 | 8 | 7 | 4 | A 3 |
| (株)エスケーシー | t | 11,626 | 10,940 | 10,328 | 9,693 | 9,466 | ▲ 227 |
| 紙 布 類 | t | 11,626 | 10,940 | 10,328 | 9,693 | 9,466 | ▲ 227 |
| 焼却処理後 | t | 1,737 | 2,406 | 1,723 | 1,863 | 1,141 | ▲ 722 |
| 焼鉄 | t | 164 | 150 | 150 | 151 | 110 | ▲ 41 |
| 溶融メタル | t | 212 | 162 | 110 | 121 | 80 | ▲ 41 |
| エコスラグ | t | 1,361 | 2,094 | 1,463 | 1,591 | 951 | ▲ 640 |
| 集 団 回 収 | | 10,556 | 9,860 | 9,195 | 8,472 | 7,958 | ▲ 514 |
| 廃 食 用 油 | t | (32) | (35) | (34) | 35 | 35 | 0 |
| インクカートリッジ | t | (1) | (1) | (1) | 1 | 1 | 0 |
| 使 用 済 小 型 家 電 | t | (38) | (71) | (85) | 191 | 198 | 7 |
| 剪 定 枝 | t | (87) | (96) | (160) | 323 | 352 | 29 |
| 合計 | t | 33,561 | 32,682 | 31,179 | 29,542 | 27,431 | ▲ 2,111 |
| リサイクル率 【参考指標】 | % | 18.2 | 17.9 | 17.3 | 16.5 | 15.4 | ▲ 1.1P |

※2016(平成28)年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。 ※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。



(市民・事業者のリサイクル行動)

| ◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況 基本施策 | ग | 施策事業 | 取組方針 | 2018 (平成30) 年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2019 (平成31) 年度実施計画の取組内容 |
|--|--------------|-------------------------------|--|---|---|---|---|
| 施策項目・取組指標 | | 旭 東爭未 | 以租力 町 | 2016 (平成30) 平及の取組状況 | 計加 | | 2019(平成31)年及美施計画の取組內容 |
| | (1) | 生ごみの水切り励行【継続】 | において水切りの 徹底を励行し、生 ごみの減量化を推 進する。 | | ・継続的な周知啓発により、イベントでのアンケート調査結果等に おいて、取組が浸透している状況 が見られる。 | ・更なる市民意識の向上や取組の 定着に向け、あらゆる機会を活用 して周知啓発を行っていく必要が ある。 | ・自治会等における分別講習会や 各種イベントなどにおける周知啓 発の継続 |
| 【基本施策1-1】 発生抑制の促進 | (2) | もったいないレジ袋 削減推進 【継続】 | の観点から、市 民・事業者・行政 が一体となった | 「マイ・バッグ・キャンペーン」強化期間におけるパネル等の | ・継続的な啓発活動により、イベントでのアンケート調査結果等に おいて、取組が浸透している状況 が見られる。 | ・更なる市民意識の向上や取組の 定着に向け、あらゆる機会を活用 して周知啓発を行うとともに、事 業者に対して、継続的に取組促進 への働きかけをしていく必要があ る。 | ・各種イベントなどを通じたマイ バッグ利用促進に係る周知啓発の 継続 |
| | (3) | 家庭ごみ有料化の 調査・研究 【継続】 | 平性確保などの観点を踏まえた検討を行う。 | ・有料化の目的・効果や手数料の 料金体制・水準などに関する情報 収集 | ・他自治体における有料化導入の 背景や効果、課題等について調査 を行った。 ・有料化の検討・導入・実施の各 段階における課題とその対応等に ついて検討を行った。 | ・ごみの減量化・資源化施策の効果や他の施策との関連性、社会環 現の変化などを踏まえ、施策の有 効性について検証を行う必要があ る。 | ・本市における施策としての有効性を検証するための調査・研究の継続 |
| 【取組指標】 ごみ総排出量(t) ※資源物を含む家庭系・事業系ごみの総排出量 2014 (H26) (H27) (H28) (H29) (H30) (H32) (第2) (東線) (東線) (東線) (東線) (東線) (東線) (東線) (東線 | (4) | もったいない生ごみ 減量化推進 【拡充・重点】 | 生ごみ(食品ロス)」を削減するため、周知啓発の強化や各事業者と | 運動におけ食品ロスの削減に向け | ・周知啓発による。 ・周知啓発による。 ・「もったいないでしま10!運動」にあったいないでしま10!運動」にあったの登録にはよる切りませいで、協力にたのを経過がある。 ・市イントにおいて、家庭で会がは、「なったいではないで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | ・「もったいない運動市民会議」 等と連携した更なる「もったいない戏しま10!」運動の周知啓発や、「もったいない残しま10! 運動」協力店の拡大などにより、「あ力店の拡大などによなない。 を発表していくないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | ・自種・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| ・もったいない生ごみの減量化や簡易包装の推進など、発生抑制の促進に係る各種取組の効果が現れており、特に事業系焼却ごみの減量化が図られている。 | (5) | 簡易包装の推進 【 新規 】 | や詰替商品の利用 | ・簡易包装の推進に積極的な事業 者を認定するエコショップ等認定 制度の実施 | ・エコショップ等において、簡易 包装に係る声かけを行うなどによ り、取組の推進が図られている。 | ・更なる市民意識の向上や取組の 定着に向け、様々な機会を活用 し、事業者や市民への取組促進へ の働きかけを強化していく必要が ある。 | ・各種媒体を通じた簡易包装の推進に係る事業者や市民への周知啓発 |
| 【基本施策1−2】 再使用の推進 | | リユース品の 利用促進 【新規・重点】 | ◆市民がリユース に取り組みやすい 環境を整備する。 | ・リーフレットの配布や市ホームページにおけるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供・地域におけるリユースの取組状況(制服,学用品等)に係る情報収集 | ・清掃工場や各地区市民センター 等と連携したリーフレットの配布 など、積極的な周知啓発により リユースに対する市民の意識醸成 が図られている。 ・地域における主体的なリコース の取組について情報収集 | ・リユース促進に向けた情報提供 内容や媒体の充実を図る必要があ る。 ・市民の主体的なリユースの取組 を促進するための効果的な情報発 信を行っていく必要がある。 | ・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進 |
| 【取組指標】 布類の分別協力率 (%) ※布類の総排出量に占める資源化量の割合 2014 2015 2016 2017 2018 2020 (H26) (H27) (H28) (H29) (H30) (H32) (第編) (集織) (集成) (見込) (日報報) | (7) | 衣類再利用の推進 【新規】 | る利用のいて、 利用を推進するための事業手法を構 築する。 | 進 | もに、取組の拡大に向け、関係課 との連携による働きかけを行っ た。 | | ・革製品や綿入り製品など、現在 焼却処理している品目のリユース 品として回収の仕組みづくりに向 けた調査・研究 |
| 評価 目標達成に向け、焼却ごみに混入している「資源化できる布類」の割合が減少しており、市民の分別意識の向上のほか、リユースに関する周知啓発の強化により、衣類の再利用の推進が図られているものと考えられる。 | | 粗大ごみの 再生品販売 【継続】 | | ・環境学習センターにおける利活 用可能な粗大ごみの修繕による再 生品の販売 | ・取組の定着が図られ、安定的な 販売実績を確保している。 | ・再使用の推進に加え、「もったいない」のこころを醸成する観点から、効果的な再生品販売に取り組む必要がある。 | ・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成や、再使用 の推進に向けた周知啓発の実施 |

1

| ◆ごみ処理基 | | | 事業の耳 | <u> 又組状》</u> | 等 | | | | | | |
|----------------------|--|-------|----------|--------------|--------|--|--|--|--|---|--|
| | 基本 施策項目 | | TK | | | 施策事業 | 取組方針 | 2018 (平成30) 年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2019(平成31)年度実施計画の取組内容 |
| | 施 朿垻日 ¹ | · 拟粗 | <u> </u> | | (9) | | に向けた講座等を | ・もったいない運動との連携による3R活動の実践に向けた環境出 前講座や各種イベントにおける周 知啓発の実施 | | ・もったいない市民会議と連携した「もったいない運動」の更なる取組強化など、「もったいない」のこころの醸成による市民・事業者の3R活動を促進していく必要がある。 | ・もったいない運動と連携した3 Rに係る環境出前講座や、イベントにおける周知啓発の実施 |
| 【基本施策1-3】 普及啓発の実施 | | | | | (10) | 環境教育支援の推進 | ついて理解を深 | ・小学校4年生を対象とした社会 科補助教材の作成・配布 ・ライフステージに応じた環境出 前講座の開催 | ・小学校における補助教材の活用 や地域まちづくり組織等における 出前講座の実施により、3 Rに関 する周知啓発の推進が図られ、環 境配慮行動の促進につながってい る。 | | ・小学校4年生を対象とした社会 科補助教材の作成・配布 科補の教材の作成・配布 サイフステージや受講者の学び たい内容に応じた環境出前講座の 開催 |
| | | | | (11) | | 減量化や、市民・ | ・市ホームページ等を通じた認定 店における3R活動の取組紹介 ・認定店との連携による市民や事 業者の3R活動の推進 | ・認定店との連携により, レジ袋 削減や簡易包装の促進などの取組 の定着が図られている。 | ・引き続き、更なる制度の認知度 向上を図っていく必要がある。 | ・市ホームページ等を通じた認定店における3R活動の取組紹介・認定店との連携による市民や事業者の3R活動の推進 | |
| \$ | 取組 多量排出事業 | 美所に対す | する | | | 【継続】 | | | | | |
| ※多量排出事業 再訪問指導等 | | 適正処理に | こ対する | | | | 査を実施し,適正 処理の徹底を図 | (年間50 t 以上の多量排出事業者 | ・戸別訪問指導や研修会などを活用した分別徹底や資源化に係る周知啓発により、多量排出事業所に対する指導を指導したが減少するなどの | ・戸別訪問指導や不適正排出事業 所への指導の強化により,更なる 事業系ごみの適正処理の徹底を図 る必要がある。 | ・大規模事業所(対象者を拡大)に対する減量等計画書の提出及び更なる適正処理に向けた分別指導の徹底 |
| (H26) (H27 | (H26) (H27) (H28) (H29) (H30) (H32) | | | | る。 | を追加),2019(平成31)年度運用開始に向けた準備 ・中小事業所への戸別訪問指導 ・展開調査結果に基づく不適正排 | 事業者の適正処理に対する理解度 の向上が図られている。 | | ・中小事業所の戸別訪問指導の実施 ・展開調査結果に基づく不適正排出事業所への戸別訪問指導 | | |
| | 向け,指導 | | | | (12) | 事業系ごみの 適正処理の徹底 | | 出事業所への戸別訪問指導 ・廃棄物管理責任者研修会等にお ける分別の徹底や資源化に係る周 知啓発 ・関係機関と連携した適正処理を | | | ・廃棄物管理責任者研修会や産業 廃棄物多量排出者等向け講習会等 による事業系ごみの適正処理に係 る周知啓発 |
| 指導強化など | 目標達成に向け、指導割合が減少傾向にあり、 事業所への戸別訪問指導や不適正排出事業者への 指導強化などの取組による効果が現れているもの と考えられる。 | | | | | 【拡充・重点】 | | テーマとした講習会の開催 | | | |

| | · — · — · — | <u>本計画σ</u> 基本 | 施策 | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | Ì | 长 华市米 | ₩ 40 + 61 | 2010 (亚代20) 左连の距離場 | 941 /m | SER 85 | 0010 (Tet 01) Frankija - Trini |
|---|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|--|----------------------------------|-----------------|---|---|---|--|--|
| | | 施策項目 | ・取組指 | 漂 | | | 施策事業 | 取組方針 | 2018(平成30)年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2019(平成31)年度実施計画の取組内 |
| 【基本施策2-1】 分別の徹底 | | | | (13) | | ため、あらゆる機 会や場、媒体を活 用した周知啓発に | 各種イベントなどにおける分別徹 | ・あらゆる機会や場を活用した 様々な周知啓発の実施により,ご みの分別や資源化に関する市民の 協力度や理解度の向上につながっ ている。 | ・引き続き、分別に関する情報が 十分に伝わりにくい世帯に対する 周知啓発の強化など、市民の分別 協力度や分別精度の更なる向上を 図っていく必要がある。 | ・自治会等における分別講習会や各種イベント、地区を予めて実施になどにおいる用知の徹底を強化している。 15種13分別の開きにくる。 5年13分別の開きにくる用知のでは、共同住宅世帯や外国人に対する周知を発の強化 | | |
| | | | | | | | 「加兀・里点」 | ◆資源物の常設拠 | ・回収ボックスによる廃食用油や | ・既存の拠点回収事業について | ・資源化量拡大に向けた周知啓発 | ・回収ボックスによる廃食用油や |
| 【取組指標】 家庭系焼却ごみに含まれる 資源物の割合 (%) 2014 2015 2016 2017 2018 2020 | | | | 2020 | (14) | 拠点回収事業の推進 | 点回収場所の拡充 | 使用済小型家電,インクカート リッジの拠点回収の実施 | は、安定的な回収量が確保できて おり、市民の取組の定着が見られ る。 | を行うとともに、多様な回収ルー | 使用済小型家電、インクカート リッジの拠点回収の実施 ・清掃センターにおける剪定枝の 通年受入の実施 ・回収量の拡大に向けた周知啓発 | |
| (H26) (基準値) | (H27) (実績) | (H28) (実績) | (H29) (実績) | (H30) (見込) | (H32) (目標値) | | | | | | | |
| 30. 9 | 30. 9 | | 22. 4 | 20. 6 | 29. 9 | | 【拡充・重点】 | | | | | |
| り,ごみ 里解度の | みの分別 り向上に | | に関する 継続的な | 市民の | 協力度や | | U# / 5 u # # = | | 紙の発行による情報共有など, リ サイクル推進員の育成 | ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動が実施されている。 | ・引き続き、リサイクル推進員に よる地域における主体的なごみの 減量化・資源化、環境美化の取組 を推進する必要がある。 | ・研修会や施設見学の実施などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援 ・研修会資料の見直しなどによる研修会の充実 |
| | | | | | | | 术本术元』 | ◆生ごみ処理機の | ・家庭用生ごみ処理機設置費補助 | ・平成29年度の補助対象機種の | ・引き続き、家庭における生ごみ | 家庭用生ごみ処理機設置費補助 |
| 【基本施策2-2】 資源循環利用の推進 【取組指標】 廃棄物系パイオマスの資源化量(t) ※剪定核や廃食用油の資源化量 | | | | | :) | (16) | | 利用拡大と継続利 用の推進などにより、各家庭での生 ごみの減量化・資 源化を図る。 | 補助制度の活用促進に向けた制 | 拡大に伴う周知啓発等の強化により増加した補助件数が,横ばいで推移している。 | の減量化・資源化の取組を促進するため、補助制度の更なる活用促進に向けた周知を強化していく必要がある。 | の活用促進に向けた周知啓発の身施・自治会等の団体単位による申請を可能とするなど、補助対象者の拡大 |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32) (目標値) | | 【継続】 | | | | | |
| 113 | 123 | 176 | 358 | 387 | 1, 500 | | | | ・スーパー (27か所, うち2018 (平成20) 年度に新規1 かま増) め | ・拠点回収の定着化が図られ,安 定した回収量を確保している。 | ・引き続き、事業の周知啓発や回収は別の見恵 | ・スーパーや市有施設における |
| 評価 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 資源化 けては、 で発食が で発食が | 量の拡大が更なる資用油の拠点拡大効果が課題により | 図られて 源化の推 回収の定 高い事業 | いるが, 進が必要 着が図ら 系生ごみ | 目標値の となって れている につい | , | | 回収し、BDFの 製造や資源化事業 者への売払いによ る資源化を図る。 | | たした凹収重を 健 保ししい。 | 収状況に合わせた回収体制の見直 しなどにより、更なる回収量増加 や、市民の利便性の向上を図って いく必要がある。 | 食用油の拠点回収の推進 ・更なる拠回収量増加に向けた事業の周知啓発 ・障がい者支援団体や資源化事者等との連携による、効率的な関収・売払の実施 |

| ◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状 基本施策 | | to take the site. | T- 67-1-A1 | 0040 (77-1000) (| | -m e-r | |
|-----------------------------|----------------|-------------------|--|--|--|--|---|
| 施策項目・取組指標 | 施 | 拖策事業 | 取組方針 | 2018(平成30)年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2019(平成31)年度実施計画の取組内容 |
| 【基本施策2−2】 資源循環利用の推進 | (18) 剪定 | | 促進するととも に、資源化拡大に | ・南清掃センターにおける剪定枝 の通年受入による資源化の実施 ・剪定枝のステーション方式によ る収集のモデル事業の実施 ・資源化事業者等との連携による ・資の効果的・効率的な資源化の 推進 | ・南清掃センターにおける受入については、取組の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。 ・モデル事業やアンケート調査を 実施し、課題の抽出や今後の資源 化の方向性に関する検討を行った。 | ・引き続き、市民の利便性や費用 対効果等を踏まえた効果的・効率 的な回収体制について検討する必 要がある。 | ・南清掃センターにおける剪定枝 の通年受入による資源化の実施 ・資源化事業者をとの連携による 効果的・効率的な資源化の推進 ・今後の資源化量の拡大に向けた 多様な回収方法について,調査・ 研究を実施 |
| | (19) 使用) 資源 | | 小型家電を回収 し,廃棄物の適正 処理と資源の有効 活用を推進する。 | ・市有施設 (20か所) における 使用済小型家電の拠点回収 ・資源化事業者等との連携による 効率的な回収・売払の実施 ・清掃工場における不燃ごみから の選別回収の実施 ・「都市鉱山からつくる!みんな のメダルブロジェクト」への参加 (栃木県との連携による,市立小 中学校での回収強化) | ・拠点回収の定着化が図られ、着 実に回収量が増加している。 | ・引き続き、事業の周知啓発や民間資源化事業者等との連携の強化などにより、レアメタル等の有用金属に対する市民のリサイクル意識の向上を図っていく必要がある。 | ・市有施設における使用済小型家電の拠点回収の推進 ・レアメタル等の有用金属に対する。更なる市民のリサイクルの意識醸成に向けた事業の周知啓発と資源化事業者等との連携の強化 |
| | (20) インの資 | クカートリッジ 源化推進 | リサイクル事業に | ・市有施設 (25か所) における インクカートリッジの拠点回収の 実施 | ・拠点回収の定着化が図られ、安 定したリサイクルの仕組みが定着 している。 | ・引き続き、あらゆる機会を活用 して周知啓発を行っていく必要が ある。 | ・市有施設におけるインクカート リッジの拠点回収に係る周知啓発 |
| | 市有 (21) 資源 | 施設における | る熱エネルギーの 有効利用や、市有 施設から発生する 資源化可能なごみ | ・清掃工場における熱エネルギーの有効利用 (ごみ発電) ・市有地から排出される剪定枝の 資源化の推進 ・市関連施設から排出される生ご みの資源化に向けた調査研究 | ・清掃工場における熱回収により、安定した熱エネルギーの有効利用が図られている。 ・市有地から排出される剪定枝を資源化することにより、バイオマス資源の有効活用が図られている。 ・中央卸売市場が対する生ごみの資源化への働きかけ(民間資課題等に対する共通認識が図られている。 | ・市関連施設から排出される生ご みについて、費用対効果を踏まえ た効果的・効率的な資源化ルート の検討を行っていく必要がある。 ・リサイクル技術の最新動向や導施 設などに照らしたを中間処理 設などにおいる安定的かつ効果 的・効率的な資源化手法について 調査研究を行っていく必要があ る。 | ・清掃、 ・清掃、 ・清掃、 ・市インみ発電。 ・市インみ発電。 ・市インの発生する ・市内性進施、 ・市内性進施、 ・が、はまえ、トの ・・リンは、 ・・リンは、 ・シンは、 ・シ、 ・シ、 ・シ、 ・シ、 ・シ、 ・・・・・・・・・・・・ |
| | | | 利用に向け、資源 の特性に応じた地 域循環を創出す る。 | ・焼却ごみに含まれる資源化可能 品目の割合等と把握するための組 成分析調査の実施 ・剪定枝や生ごみなど廃棄物系バ イオマスの資源化に向けた,先進 自治体や資源化事業者等からの情 報収集 | ・焼却ごみ組成分析調査を通じて、本市の地域特性等に応じた資源化可能品目の排出実態や分別協力度を把握している。・新たな資源化の手法や導入実績について、先進自治体や資源化事業者等からの情報収集を行った。 | ・市民の利便性や費用対効果等を 踏まえた効果的・効率的な資源化 手法について検討する必要があ る。 | ・焼却ごみに含まれる資源化可能 品目の割合等を把握するための組 成分析調査の実術の最新動向や他 ・リサイクル技楽術の最新動向や他 の自治体の導入等との連携による で 変に事業等をの連携による安 定師かつ効果的・効率的な資源化 手法に関する調査研究 |

ごれ加田は大計画の名称等事業の取組出に

| ◆ ごみ | 処理基準 | <u>本計画の</u> | H 17 - 1 - 1 | 事業の | 取組状 | 门等 | | I | | T . | | |
|------------------------|--|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|---|---|--|--|--|--|---|
| | | 基本 施策項目 | | 票 | | | 施策事業 | 取組方針 | 2018 (平成30) 年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2019(平成31)年度実施計画の取組内容 |
| 市 | 【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進 | | | | | (23) | 資源物集団回収 の推進 【継続】 | | ・実施団体に対する報償金の交付 ・実施団体の申請等に係る手続き の負担軽減を目的とした,報償金 交付事務の見直し | ・新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭における独自回収などの資源物化ルートの多様化などの影響により、回収量が減少傾向にある中、実施団体を支援し、集団回収の活性化を図っている。 | ・効果的・効率的な資源物集団回 収の仕組みについて検討が必要と なっている。 | ・実施団体に対する報償金の交付 ・事業の活性化に向けた効果的・ 効率的な集団回収の仕組みの検討 |
| | | 【取組 量排出事業 たな資源 | 美所にお | | | | | | ・事業者への適正排出の指導を通 じた資源物とごみの分別の徹底 ・市関連施設から排出される生ご みの資源化に向けた調査研究 | ・適正排出に係る指導を通じて, 事業者主体による紙類等の資源化 の推進を図っている。 ・新たな資源化の手法や導入実績 | ・事業系ごみの資源化について は、費用面等の課題により、主体 的な取組が進みにくい状況にある ことから、費用対効果を踏まえた | ・事業者への適正排出の指導を通じた資源物とごみの分別の徹底 ・事業者の主体的な資源化の取組 を促進するための費用対効果を踏 |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | (H27) (H28) (H29) (H30) (H32) | | (H30) (H32) | | 2) | 事業系ごみの資源化 の推進 | | | について, 先進自治体や資源化事業者等からの情報収集を行った。 | 効果的・効率的な資源化ルートの 検討を行っていく必要がある。 | まえた効果的・効率的な資源化 ルートの検討 ・リサイクル技術の最新動向や他 の自治体の導入実績等に照らした |
| 評価生ご | ひなけじ | 0 めとした | 0 事業系ご | (みの答) | 万00 | , | の推進 | | | | | 安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究 |
| いては, | | 等の課題 | | | | | 【継続】 | | ジャ料川に関連す明 // ほみせ速 | デカギ(山)で開売で用人(上然)で払 | 112642 - 77.7- | ・ごみ排出に関する質問や苦情へ |
| | 【基本施策3-1】 収集運搬体制の整備推進 | | | (25) | ごみステーションの 維持管理への支援 【継続】 | ◆自治会等との連携によりでは 携により、この適大正のでは では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | への迅速な対応及び適正排出指導 の実施 | ・ごみ排出に関する間合せ等に対し、適切な分別・排出指導を行うことにより、ごみステーションの適正な維持管理に取り組んでいる。・特に排出ルールが守られていないごみステーションについては、利用者等にポスティングなどの個別指導を行い、ごみステーションの美化を推進している。 | ・引き続き、ごみステーションの 設置や維持管理について、関係団 体等と連携を図りながら適切に対 応する必要がある。 | ・こか併出に関する員同や古情のの迅速な対応及び適正排出指導の継続・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS(地理情報システム)を活用して実施・GISを利用したごみステーション情報の管理 | | |
| | 【取組指標】 苦情等対応件数(件) | | | | | * 京 エ ナン 川 | | ・作業効率や安全性,衛生面等を 考慮した適正な収集運搬体制の継続 | ・委託事業者への研修会を定期的 に実施するとともに、必要に応じ て随時、作業効率や安全性、衛生 面等を考慮した適正な収集運搬に ついて指導することにより、適正 な収集に繋がっている。 | ・2020 (平成32) 年度のご み収集運搬業務委託の更新に向け た, 効果的・効率的な収集運搬体 制について検討する必要がある。 | ・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、 衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続 ・2020(平成32)年度のごみ収集運搬業務委託の更新に向 | |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | 2016 (H28) (実績) | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32 (目標値 | 2) | 適正な収集運搬体制 の維持 【継続】 | | | な収集に系がつくいる。 | | け、効果的・効率的な収集運搬体制の検討 |
| 756 | 827 | 603 | 653 | 737 | 680 |) | 【和生本の工』 | | | | | |
| から寄 | 前年度と比較し対応件数は増加したが、市民等から寄せられた苦情等に確実に対応し、解決に繋がっている。 321 効果的・ | | | 効果的・効率的な 収集運搬体制の構築 | の変化に応じた効 果的・効率的なご | ・ごみステーションまでのごみ出 しが困難な高齢者や障がい者に対 し、戸別訪問によりごみ収集を行 う「ふれあい収集事業」の実施 | ・増加傾向にある「ふれあい収集」への適切な対応など、効率的な収集体制の確保が図られている。 | ・超高齢化や人口減少など,今後 の社会環境の変化に対応したごみ の収集運搬のあり方について検討 する必要がある。 | ・「ふれあい収集事業」の適切な 実施 ・今後の社会環境の変化やごみの 排出実態に対応した効果的・効率 的なごみの収集運搬のあり方につ いての検討 | | | |
| | | | | | | | 【新規・重点】 | | | | | |

| ◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等 | | | | | | | | | | |
|---|------|----------------------------|--|---|--|--|---|--|--|--|
| 基本施策 施策項目·取組指標 | | 施策事業 | 取組方針 | 2018 (平成30) 年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2019(平成31)年度実施計画の取組内容 | | | |
| 心来块口 ,权相相保 | (28) | 中間処理施設の整備 | ◆「宇都宮市ごみ ★「宇都宮市ごみ 焼却施設整備 計画」等に基づ き、計画的な整備 を進める。 | 本計画」等に基づく中間処理施設 の整備 | ・「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めている。 | ・安定処理、環境負荷、コスト等 の面に配慮し、施設整備を推進し ていく必要がある。 | ・計画的な中間処理施設の整備推進 (仮称)新北清掃センター建設工事(設計・施エー括) (2016 (H28)~2019 (H31)) | | | |
| 【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理 及び整備の推進 | (29) | 中間処理施設の 維持管理 | 理を行うため、関 係法令等を遵守 | ・中間処理施設の整備工事の実施 等による施設の適切な維持管理 (クリーンパーク茂原に係る発電 用廃熱ポイラーの整備工事、運転 業務委託、環境影響調査業務委託 など) | ・施設の適切な維持管理により, 安定した中間処理を継続している。 | ・関係法令等を遵守し、適切な維 持管理を行っていく必要がある。 | ・中間処理施設の整備工事の実施 等による施設の適切な維持管理 (クリーンパーク茂原に係る発電 用廃熟ポイラーの整備工事、運転 業務委託、環境影響調査業務委託 など) | | | |
| | | 【継続】 | | | | | | | | |
| 【取組指標】 | (30) | 最終処分場の整備 | 設整備基本計画」 | ・「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づく最終処分場の整備環境モニタリング調査(2016(H28)~2019(H31)) (仮称)第2エコパーク建設工事(設計・施工一括)(2017(H29)~2019(H31)) | ・「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本 計画」等に基づき、計画的な整備 を進めている。 | ・安定処理,環境負荷,コスト等の面に配慮し,最終処分場の整備を推進していく必要がある。 | ・計画的な最終処分場の整備推進 (仮称)第2エコパーク建設工事 (設計・施工一括) (2017 (H29) ~2019 (H31)) | | | |
| 中間処理施設・最終処分場の整備 中間処理施設 2020 (平成32) 年度供用開始予定 最終処分場 2019 (平成31) 年度供用開始予定 | , | 最終処分場の | ◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管 | | ・施設の適切な維持管理により, 安定した最終処分を継続してい る。 | ・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。 | ・最終処分場の整備工事の実施等 による施設の適切な維持管理 (エコパーク板戸に係る運転業務 委託、環境影響調査業務委託な | | | |
| 評価 目標達成に向け、中間処理施設、最終処分場と もに、計画的な整備を推進している。 | (31) | 最終処分場の 維持管理 【継続】 | 理を行う。 | 査業務委託など) | | | ど) | | | |
| 【基本施策3-3】 適正処理の推進 | (32) | きれいなまちづくり の推進 【継続】 | なでごみのないき れいなまちをつく る条例」に基づ き、市民の良好な | ・条例指導回指導 による 地支化推進重点 地支化性運動性 という ・美化性活動性 を ・美化性 ・美化性 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 | ・「宇都宮市みんなでごみのない きれいなまちをつくる条例」に基 づく継続的な取組により、市民の 意識向上につながっている。 | ・市民との協働による「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、市民の良好な生活環境の維持を推進していく必要がある。 | ・ 快の は は ない は は かっぱい は かっぱい は かっぱい は かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい | | | |
| 【取組指標】 不法投棄発生件数(件) | (33) | 不法投棄の 未然防止, 拡大防止 の推進 | ◆「第3次宇都宮 市不法投棄未然防 止推進計域域の良好 な環境保全を推進 する。 | ・監視パトロールによる巡回監視 及び監視カメラによる定点監視 | ・「第3次宇都宮市不法投棄未然 防止推進計画」に基づく総合的な 取組により、不法投棄発生件数の 減少につながっている。 | ・不法投棄は依然として発生していることから、引き続き、適正処理意識の醸成や監視が清掃活動への実施、地域住民による清掃活不法投棄の未然防止、早期発見及び拡大防止を図っていく必要がある。 | ・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発・監視パトロールによる巡回監視及び監視がトロールによる定点監視・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援 | | | |
| 2014 2015 2016 2017 2018 2020 (H26) (H27) (H28) (H29) (H30) (H32) (高季館) (実績) (実績) (実織) (景温) (日類館) | | 【継続】 | ◆今後起こり得る | ・2017 (平成29) 年3月に | ・図上訓練を実施したことによ | ・災害発生時に速やかに対応でき | ・「災害廃棄物処理対応マニュア | | | |
| 420 366 323 318 306 250 評価 | (34) | 災害廃棄物への対応 | 様々な災害時に発 | 策定した「宇都宮市災害廃棄物処 理対応マニュアル」に基づき、図 | り、職員がマニュアルについて習熟するとともに、実際に災害が発生した際の対応について確認することができた。 | るよう、実効性の確保に向けた検証を行うことにより、適宜修正等を行う必要がある。 ・国や県等、関係機関との連携について、災害に関する情報収集・事例等の情報共有及び災害発生時の迅速な対応に係る体制を強化する必要がある。 | ル」に基づく訓練等の実施及び実 効性の検証 ・検証を踏まえたマニュアルの修 正及び更なる実効性確保に向けた 体制整備 | | | |
| | | 【新規・重点】 | | | 1 | | | | | |

生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

1 基本指標に対する取組状況

(1)【基本指標1】生活排水処理人口普及率*1 (%)

| | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) (短期目標) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------|
| 目標値 | | 97.4 | 97.7 | 98.0 | 98.3 | 98.6 | 98.8 |
| 実績値 | 96.9 | 96.9 | 97.7 | 98. 1 | *98.3 | | |

^{※1 「}公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

....

「生活排水処理人口普及率」は、生活排水処理施設の整備状況を示す値であり、着実に整備が進んでいるため、2020(平成32)年度の短期目標を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

・ 引き続き、公共下水道の計画的な整備や、合併処理浄化槽の設置費補助制度の実施により、 生活排水処理施設の整備を推進していく。

(2)【基本指標2】生活排水処理率※2 (%)

| | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) (短期目標) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------|
| 目標値 | _ | 94.3 | 94.5 | 94.7 | 94.9 | 95.1 | 95.3 |
| 実績値 | 94.2 | 94.3 | 94.7 | 95.0 | *95.3 | | |

^{※2 「}公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

.....

「生活排水処理率」は,生活排水処理施設の接続状況を示す値であり,着実に接続が進んでいるため,2020(平成32)年度の短期目標を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

・ 引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設の未接続世帯への戸別訪問の実施など、 生活排水処理施設への接続促進に係る取組を実施していく。

^{* 2018 (}平成30) 年度は、12月までの実績に基づく推計値

^{* 2018 (}平成30) 年度は, 12月までの実績に基づく推計値

2 各施策事業の取組状況等

別紙2のとおり

3 収集運搬,中間処理,最終処分体制

生活排水処理基本計画に基づき、し尿・浄化槽汚泥等を水再生センターにおいて一体処理するため、2018(平成30)年度から、受入施設の建設工事に着手したところであり、一体処理を開始するまでの間については、下記のとおり、引き続き、適正かつ安定的な処理を実施していく。

(1) 収集運搬体制

- ・ 浄化槽汚泥は、引き続き、許可業者による収集運搬を実施する。
- ・ し尿は、公共下水道等の進捗によるし尿収集運搬量の減少を考慮し、2018 (平成30) 年度から、全市域において、業務委託による安定したし尿収集運搬を実施したところであり、 引き続き、同体制による収集運搬を実施していく。

(2)中間処理体制

- ・ し尿・浄化槽汚泥等は、一体処理を開始するまで、東横田清掃工場において、水処理や焼却 処理などを継続する。
- ・ 一体処理の開始に向け、受入施設の建設や必要な手続等を行い、川田水再生センターにおける下水処理過程から発生した汚泥との一体処理を推進する。

(3) 最終処分体制

- ・ 東横田清掃工場から発生する汚泥等は、一体処理を開始するまで、引き続き、焼却処理後に 最終処分場において埋立処分を行う。
- ・ 一体処理の開始後は、前処理したし尿等については、川田水再生センターにおいて適正に処理した後、資源化することとし、除去した残渣については、焼却処理するなどし、最終処分場において埋立処分を行う。

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

| ◆生活排水処理基本計画の各施束事業の取組 基本施策 | | | | ~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ | | 施策事業 | 取組方針 | 2018 (平成30) 年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2010 (亚成21) 佐藤宝族計画の取組内容 | |
|------------------------------|---|-----------------------|--------------------------|---|-------------------------------|--|---|---|--|---|---|--|
| | 1 | 施策項目 | ・取組指 | 標 | | | 他束手来 | | | | | 2019(平成31)年度実施計画の取組内容 |
| 【基本施策1-1】 生活排水処理施設の整備推進 | | | | | | (1) | 公共下水道の 整備推進 【拡充・重点】 | ◆公共下水道事業計画区域 における2025(平成3 7)年度の管きよ整備率1 00パーセントを目指す取 組を推進する。 | ・土地区画整理事業地区や上河 内地区・河内地区の整備を計画 的に実施 ・土地区画整理事業や道路事業 との情報共有に努め,効率的に 整備を実施 | ・土地区画整理事業の区域内や上河内 地区・河内地区において、整備を計画 的に進めている。 ・道路事業と調整を図り、整備を効率 的に実施することができた。 (整備延長) H29:6,558.4m H30:7,603.3m(見込) | 事業と,効率的に整備を進 めるため,今後も関係機関 | ・上河内地区・河内地区の計画的な整備を実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、効率的に整備を実施 |
| 生活排水処理施設の整備推進 | | | | | . | (2) | 合併処理浄化槽の 整備推進 | ◆浄化槽で整備する区域に おいて、更なる合併処理浄 化槽の設置を促進するため の取組を推進する。 | ・浄化槽設置費補助制度を継続 して実施 ・様々な広報媒体により,合併 処理浄化槽による生活排水の適 正処理の重要性に関する啓発 や,補助制度の周知を実施 | ・2017(平成29)年度から実施 している新補助制度について、市・上 下水道局・農業委員会の各広報紙や リーフレットなどの、様々な媒体を活 用して周知した。 ・浄化槽で整備する区域における合併 処理浄化槽の整備が順調に進んでい る。 | 要性・必要性に関する啓発 や新補助制度の周知に,継 | ・浄化槽設置費補助制度を継続して 実施 ・様々な広報媒体により、合併処理 ・浄化槽による生活排水の適正処理の 重要性に関する啓発や、補助制度の 周知を実施 |
| | 生活排 | 【取組 水処理人 | 指標】 、口普及 ² | 率(%) | | | | | | (整備基数) H29:210基 H30:257基(見込) | | |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | 2016 (H28) (実績) | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32) (目標値) | | 【拡充・重点】 | ◆公共用水域の水質保全へ の意識向上を図るため、単 | ・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの | ・合併処理浄化槽の未設置世帯を対象としたリーフレットを作成し、職員の | | ・「単独処理浄化槽からの転換」や 「汲み取りトイレからの設置替え」 |
| 96. 9 | 96. 9 | 97. 7 | 98. 1 | 98. 3 | 98. 8 | | | 独処理浄化槽や汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換を促す啓発活動に取 | 設置世帯の状況に応じた戸別訪 が 問やリーフレットの活用などに | 戸別訪問による配付や説明を実施する など,補助制度を効果的に周知した。 ・転換基数について,昨年度実績を大 | り, 合併処理浄化槽の未設 置理由などを把握し, 世帯 | を促進するため、未設置世帯の状況 に応じた戸別訪問やリーフレットの 活用などによる啓発 |
| を着実に の目標値 | 平価 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進 注着実に進めた結果,2018(平成30)年度)目標値を達成する見込みであり,取組は順調に 進んでいる。 | | (3) | 合併処理浄化槽へ の転換を促す周知 啓発 | り組む。 | よる啓発の実施 ・浄化槽法定検査指定検査機関 との情報共有や連携による啓発 の実施 | 幅に上回る基数を達成することができた。 (転換基数) H29:42基 H30:83基(見込) | | ・新たな転換促進策の実施 ・浄化槽法定検査指定検査機関との 情報共有や連携による啓発の実施 | | | |
| | | | | | | | 【拡充・重点】 | | | | | |
| 4 | 【基本施策1-2】 生活排水処理施設への接続促進 【取組指標】 生活排水処理率(%) | | | | | (4) | 公共下水道への 接続促進 | ◆更なる公共用水域の水質 改善に向け、未接続世帯に 対する公共下水道への接続 促進に取り組む。 | ・訪問結果に基づき、 計問対象 中訪問時間を設定し、 未接続理 中的に応じた説明をするなど、 集的な戸別訪問活動を行う強化 月間の設定を継続して実施 ・集中の設定を継続して実施 ・新規整備地区における工未接続 オの徹底など、新たな未接続 者を発生させない取組の強化 ・接続工事資金の無利子融資 あつせん制度の周知 | ・未接続の理由を分析し、接続の可能性が高い世帯を選んで戸別訪問を行った。 ・接続強化月間においては、新規整備地区や接続の可能性が高い世帯を対象として、重点的に戸別訪問を実施し、高い成果を上げることができた。 ・新規整備地区の戸別訪問を早い段階から実施し、分かりやすく丁寧な説明を行った。 (接続戸数) H29:398戸 | 済的困窮者や高齢者世帯, 浄化槽を継続して使用した い意向がある世帯であり, 未水洗化世帯も多く存衆衛上 上の観点からも,下水道へ の早期接続をいかに進める | ・公共下水道へ接続せず、長期間、 浄化槽を使用している世帯に対する 集中的な訪問指導の実施 ・関係課との連携強化のほか、ハウスメーカーや指定工事にとの協力体 制により、のメリットを定理策でも実 ・下水道のメリットを建策でも実 える効果的な接続促進を継続してて を ・接続工事資金の無利子融資あっせ ん制度の周知 |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | 2016 (H28) (実績) | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32) (目標値) | | 【継続】 | | | H30:390戸(見込) | | |
| 導を実施 | 値した結達成す | | 18 (| 平成30 | 95.3 に接続指) 年度の 順調に進 | (5) | 農業集落排水処理施設への接続促進 | ◆更なる公共用水域の水質 改善に向け、未接続世帯に 対する農業集落排水処理施 設への接続促進に取り組 む。 | ・未接続世帯を対象として、啓 発文書を送付するとともに、未 接続理由に応じた説明をするな ど、効果的な戸別訪問を実施 ・接続工事資金の無利子融資 あっせん制度の周知 | ・農業委員会広報紙や農業集落排水処理区内の主要施設における啓発用のぼり旗を活用した継続的な啓発を実施した。・2017(平成29)年度に整理した受益者名簿をもとに、戸別訪問を実施した。(接続戸数) H29:41戸 H30:47戸(見込) | い世帯や更地のまま土地を 保有している世帯が残って いる状況にあるため、戸別 | ・未接続世帯を対象として、啓発文書を送付するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施・接続工事資金の無利子融資あつせん制度の周知 |

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

| ◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組 基本施策 | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|------------------------|------|------------------------|--|--|--|--|---|
| | j | 施策項目 | | 標 | | | 施策事業 | 取組方針 | 2018 (平成30) 年度の取組状況 | 評価 | 課題 | 2019(平成31)年度実施計画の取組内容 |
| | 【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理 【取組指標】 | | | | | (6) | 施設の統廃合等の 検討 【新規】 | ◆経済性や老朽度を踏ま え、ライヤンサイクルー長期の の低減を目出し地で、 の性がは、 がでする。 がでする。 を がでする。 を は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | ・施設の機能保全や統廃合の考 え方を整理した「最適化計画」 の基礎資料となる施設規模や処理方式を踏まえた地域下水処理 施設の機能診断調査の実施 ・工業団地排水処理施設の機能 (全計画の作成 ・生活排水処理施設の効率的な 維持管理の継続 | ・施設の機能保全や統廃合の考え方を整理した「最適化計画」を2020 (平成32) 年度に策定できるよう、工業団地排水施設の機能保全計画の策定と、地域下水処理施設の機能診断調査を実施した。 | | ・施設の機能保全や統廃合の考え方 を整理した「最適化計画」の基礎資 料となる地域下水処理施設の機能保 全計画の作成 ・農業集落排水処理施設の管路内状 況調査の実施 管理の継続 |
| | | 1 | | 食率(%) | | | 【利乃允】 | ◆浄化槽法で定められてい | ・法定検査の未受検者に対する | ● 受検促進通知を発送する取組を開始 | ・過去の法定権査の受権状 | ・法定検査の未受検者に対する受検 |
| (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | 2016 (H28) (実績) | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32) (目標値) | | 合併処理浄化槽の | る検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を推進できるよう取り組む。 | 受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機 関と連携した維持管理の必要性 に関する啓発策の実施 | して3年目となることから,通知内容 をより一層注意喚起する内容に見直し | 況や、公共下水道へ接続したことによる浄化槽の廃止 大況などを的確に把握し、 | 促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と 連携した維持管理の必要性に関する 啓発策の実施 |
| 47.7 | 60. 2 | 62. 7 | 66. 0 | 67. 3 | 67.7 | (7) | 適切な検査受検の 指導の充実 | | | ・公共下水道への接続状況を確認する ことで、浄化槽の廃止状況を的確に把 | 進を行う必要がある。 | |
| 文書を | 送付し, う が現れて | 受検率が いる。 | 上昇した | 検査の受わ たことか | | | 【拡充・重点】 | | | 握することができた。 | | A |
| l ± | 編約17 | 【基本的 安定 1:2 | 画策2−1 た (17 年 に |] 重搬の実 | 2 Mais | | | ◆し尿の効果的で効率的な 収集運搬を実施する。 | ・全市域において安定したし尿 収集運搬を行えるよう,業務委 | ・上河内・河内地区を含む全市域において円滑なし尿収集運搬を実施した。 | ・将来における収集量の減 少を踏まえた効果的で効率 | ・全市域において,業務委託による 安定したし尿収集運搬を実施 |
| 1, | - ηγυμοί ~ . | | こへ 不 を l指標】 | | 5 N IS | | | | 託を実施 | ・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正なし尿収集運搬を実施した。 | 的なし尿収集運搬体制を検 討する必要がある。 | |
| | し尿収集運搬体制の調整 | | | | | | | | | ※浄化槽汚泥等については、引続き許 | 1,7 0,2 3,7 0,0 0,0 | |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | 2016 (H28) (実績) | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32) (目標値) | (8) | し尿収集運搬体制 を統一 | | | 可制での収集運搬を継続 | | |
| _ | 1 | _ | _ | 市全域 業務委託 | _ | | | | | | | |
| | こおいて | 業務委託 | を実施し | | どおり, | | 【継続】 | | | | | |
| - ₩ | | 【基本的 | |] 処理の絶 | k 結束 | | | ◆水再生センターにおい て、生活排水汚泥等を一体 | ・川田水再生センターにおい て,一体処理に必要な受入施設 | ・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事に 予定通り着手した。 | 建設工事を実施している | ・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事 の実施 |
| | 一体 | | l指標】 進(施記 | | | | | 的に処理できるよう, 施設 の整備に取り組む。 | の建設工事に着手予定 ・施設の建設工事の進捗状況や 運営管理体制などについて,適 宜,地域住民へ情報を提供 | 理するため、一体処理に係る費用の算 | | ・一体処理の開始に向けた手続等の実施 |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | 2016 (H28) (実績) | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32) (目標値) | (0) | 水再生センターに | | 五, 地域正风·精報を促伏 | | 一体処理を開始するまでの 間、老朽化した既存施設 | |
| し尿施設 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | (9) | おける一体処理の 推進 | | | | (東横田清掃工場)を適切 に維持管理する必要があ | |
| 一体施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | | | る。 - | |
| 評価 一体。 | 処理の実 | 施に向け | ,順調 | こ作業が | 進んでい | | 【新規】 | | | | | |
| | | 【基本がした最終 | | | | | | 槽汚泥等について, 安定し | ・東横田清掃工場から発生する 汚泥等を焼却処理後,エコパー | ・東横田清掃工場から発生する汚泥等 を,焼却処理後,エコパーク板戸にお | | ・東横田清掃工場から発生する汚泥 等を焼却処理後、エコパーク板戸に |
| 安定した最終処分の推進 【取組指標】 沈砂・汚泥焼却灰等埋立量(t/年) | | | | .) | | | た最終処分を適正に実施する。 | | いて適切に埋立処分した。 | ある。 | 埋立処分 | |
| 2014 (H26) (基準値) | 2015 (H27) (実績) | 2016 (H28) (実績) | 2017 (H29) (実績) | 2018 (H30) (見込) | 2020 (H32) (目標値) | (10) | 安定した最終処分 の実施 | | | | | |
| 124. 5 | 173. 6 | 177. 2 | 173. 4 | 170. 0 | 72. 2 | | | | | | | |
| | 少する見: | | | 平成32) 分を適切り | | | 【継続】 | | | | | |